

改正法務省令を踏まえた 令和元年改正会社法の実務対応 (前編)

2021/01/27

弁護士 浦田 悠一

弁護士 平井 義則

はじめに

	開催日	講師	内容
前編	本日	浦田悠一 平井義則	・株主総会資料の電子提供制度 ・株主提案等 ・株式交付
後編	2021年2月25日	澤井俊之 福富友美	・取締役の報酬等 ・補償契約、D&O保険 ・社外取締役



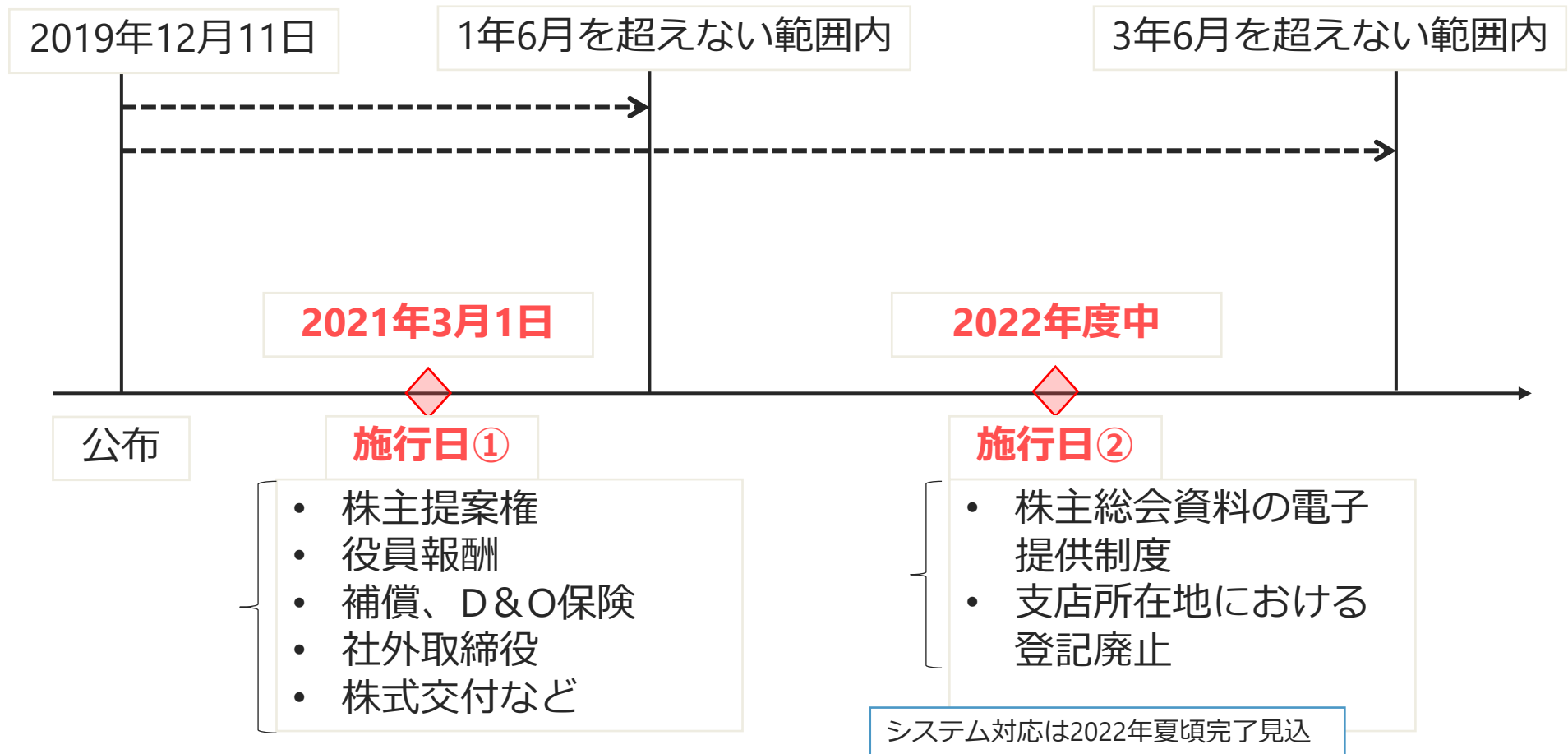
- I. 株主総会関係の主な対応事項と適用時期
- II. 株主総会資料の電子提供制度
- III. 株主提案
- IV. バーチャル株主総会
- V. 株式交付

株主総会関係の主な対応事項と適用時期

- 施行日
- 主な改正事項
- 取締役会対応事項
- 事業報告関係
- 参考書類関係



施行日関係



井上卓「2021年における株式実務の課題と対応」旬刊商事法務2251号93頁、97頁

主な改正事項

項目	主な内容
株主総会に関する規律の見直し	株主総会資料の電子提供制度の創設
	株主提案権の行使制限
取締役等に関する規律の見直し	取締役の報酬等に関する見直し - 監査役会設置会社(公開会社かつ大会社)かつ有価証券報告書提出会社及び監査等委員会設置会社の報酬等の決定方針の決定の義務付け - 非金銭報酬の決議事項の見直し - 株式報酬の無償発行、0円ストックオプションの解禁
	補償契約の内容の決定の手續・範囲に関する規定の新設
	役員等賠償責任保険契約の内容の決定に必要な手續に関する規定の新設
	監査役会設置会社(公開会社かつ大会社)かつ有価証券報告書提出会社の社外取締役設置義務化
	業務執行の社外取締役への委託

項目	主な内容
	社債の管理に関する見直し - 社債管理補助者制度の新設 - 社債権者集会に関する規定の見直し
	株式交付制度の新設
その他の規律の見直し	その他 - 責任追及等の訴えに係る訴訟における和解に関する見直し - 議決権行使書面等の閲覧等に関する見直し - 株式併合等に関する事前開示事項の見直し(法務省令事項) - 新株予約権に関する登記の見直し - 会社の支店の所在地における登記の廃止 - 成年被後見人等に係る取締役等の欠格条項の見直し - 罰則

取締役会対応事項

- ✓ 既存の取締役個人別の報酬等の内容の決定方針が改正法の要件を充足するか確認し、不足があれば、3月1日までに取締役会決議。少なくとも事後速やかに。

項目	適用時期	対象
取締役の報酬等の内容の決定方針決定（改正法361条7項、改正施規98条の5）	<u>施行日（2021年3月1日）までに（経過規定なし）。施行日に間に合わない場合には施行日後速やかに。</u>	・ 監査役会設置会社（公開大会社で有報提出会社） ・ 監査等委員会設置会社
補償契約、D & O保険契約の内容決定（改正法430条の2第1項、430条の3第1項）	施行日後に締結（更新）する場合 ※施行日前に取締役会決議が必要な場合もあり	施行日後に締結（更新）する株式会社

事業報告関係

- ✓ 本年6月総会から対応。本年3月総会では対応不要。
- ✓ 社外取締役非設置の場合には社外取締役を置くことが相当でない理由は、本年3月総会でも6月総会でも記載必要

項目	適用時期	対象
親会社との重要な財務および事業の方針に関する契約等に関する事項（改正施規120条1項7号）	2021年3月決算会社の事業報告から	公開会社
報酬の種類別開示、報酬等の決定方針の内容の概要等（同121条4号、5号の2～6号の3）	同上	同上
株式報酬に関する記載（役員区分ごと）（同122条1項2号）	同上	同上
社外取締役の期待役割に関して行った職務の概要（同124条4号木）	同上	同上
補償契約に関する事項（同121条3号の2～3号の4等）	施行日後に締結（更新）されたものについて、2021年3月決算会社の事業報告から	同上
D & O 保険契約に関する事項（同119条2号の2、121条の2）	同上	同上
社外取締役を置くことが相当でない理由の削除（同124条2項、3項の削除）	2022年3月決算会社の事業報告から記載不要に	監査役会設置会社（公開大会社で有報提出会社）

参考書類―取締役選任議案

- ✓ 取締役候補者に関し3月1日以降にD & O保険契約を締結・更新予定の場合、本年3月総会から記載必要
- ✓ 3月1日以降付議決定の場合、社外取締役として期待される役割の記載必要
- ✓ 社外取締役非設置のままの場合、本年3月総会まで相当でない理由の記載が必要

項目	適用時期	対象
補償契約、D & O 保険契約に関する事項（改正施規74条1項5号、6号）	<u>参考書類作成時点で、施行日後に締結・更新が予定されている場合、2021年3月総会の参考書類から（改正施規附則2条6項）</u>	株主総会参考書類作成会社
親会社等との関係（対象期間5年間⇒10年間に伸長）（同74条3項3号、4項7号ロ、ハ）	2021年3月決算会社の定時株主総会の参考書類から	同74条3項3号：公開会社かつ他の者の子会社等であるとき 同4項7号ロ、ハ：公開会社
社外取締役の期待役割の概要（同74条4項3号）	<u>施行日以後に招集の手続が開始される株主総会に係る参考書類から（改正施規附則2条9項）</u>	株主総会参考書類作成会社
社外取締役を置くことが相当でない理由の削除（同74条の2の削除）	2021年3月決算会社の定時株主総会の参考書類から記載不要	監査役会設置会社（公開大会社で有報提出会社）

参考書類—取締役報酬議案

- ✓ 確定額報酬であっても、本年3月総会から相当とする理由説明必要
- ✓ 3月1日以降に付議決定する場合には参考書類にも同記載必要
- ✓ 既存の役員報酬決議が改正法下での役員報酬決議事項をカバーしているか要確認、していなければ再決議

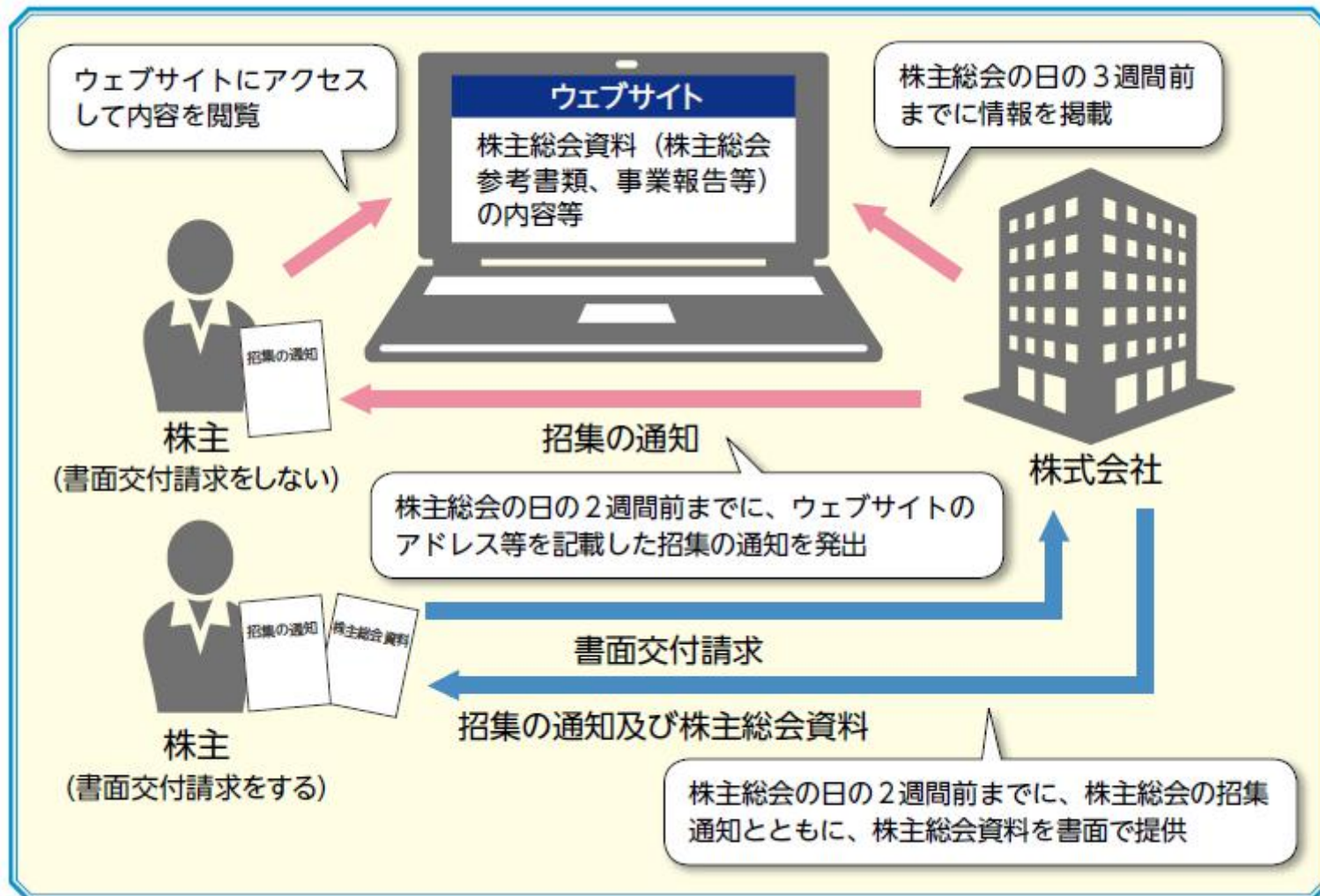
項目	適用時期	対象
確定額報酬における相当とする理由（改正法361条4項、施規73条1項2号）	<u>2021年3月総会から説明要。参考書類の記載は、施行日以後に招集決定される株主総会に係るものから</u>	株主総会参考書類作成会社
株式報酬・ストックオプション議案の決議事項明確化（改正法361条1項3号～6号、改正施規98条の2～98条の4）	<u>2021年3月総会から改正後の決議事項での決議が必要。参考書類も改正後の決議事項につき議案として参考書類に記載</u>	株主総会参考書類作成会社

株主総会資料の電子提供制度

- 概要
- 定款・登記・URL
- 電子提供措置
- 電子提供措置期間
- 電子提供措置事項
- 議決権行使書
- E D I N E Tを通じた株主総会資料の提供
- 電子提供措置事項の修正
- 招集通知（アクセス通知）
- 書面交付請求
- フルセットデリバリー
- 電子提供措置の中断
- 定款変更の実務対応



概要



法務省民事局「会社法の一部を改正する法律の概要」より

定款・登記・URL

- ▶ 電子提供制度の利用には定款の定めが必要（改正法325条の2）

- ▶ 定款の記載例

第〇条 当会社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の2の規定による電子提供措置をとるものとする。

東京株式懇話会「会社法改正の概要と株式実務への影響」（2020年12月4日）90頁より

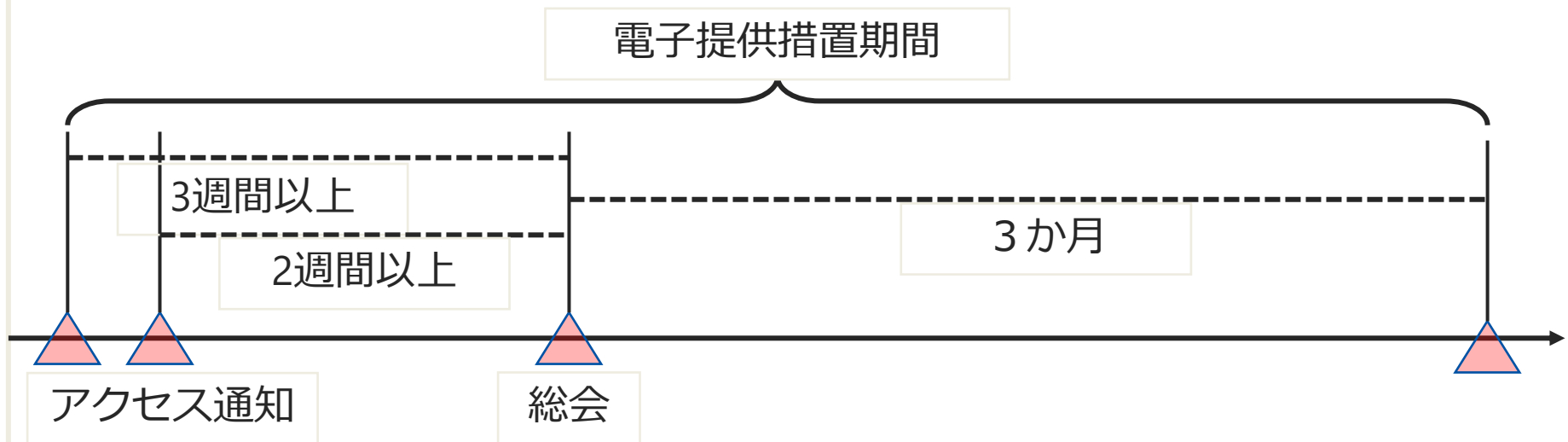
- ▶ 原則、施行日から6か月以内に登記（改正法911条3項12号の2、整備法10条4項・5項）
- ▶ URLは、招集通知（アクセス通知）に記載
- ▶ 上場会社は、電子提供制度利用強制（改正振替法159条の2第1項）、みなし定款変更（整備法10条2項）
- ▶ 施行日から6か月経過後の株主総会から適用（整備法10条3項）

電子提供措置

- ▶ 株主総会資料をインターネット上の自社ホームページ等にアップロードし、株主が閲覧することができるような状態にすること（改正法325条の2、改正施規95条の2）
 - 公衆縦覧不要。ID・パスワード等による株主限定開示でもよいが、議決権行使書以外は株主固有情報なく、元々TDnet開示されている（有価証券上場規程施行規則420条1項）
- ▶ 印刷可能なフォーマットで。動画のみ不可
 - 電子提供措置は電磁的方法による必要があり（改正法325条の2）、電磁的方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならないから（法2条34号、施規222条2項）
- ▶ 調査委託不要（cf. 電子公告）。ログ等の保管で立証に備えるか

電子提供措置期間

- ▶ 株主総会の日から3週間前の日またはアクセス通知を発した日のいずれか早い日から株主総会の日後3か月を経過する日までの間 (改正会社法 325条の3第1項)



- ▶ 電子提供措置開始早期化の努力義務が取引所規則に入る見込み (2019年2月14日法制審議会附帯決議)

電子提供措置事項

号数	電子提供措置事項	留意点
1号	法298条1項各号に掲げる事項 (日時・場所など狭義の招集通知記載事項)	常に必要
2号	議決権行使書面記載事項	実際には含めない公算（後述）
3号	参考書類記載事項	書面投票・電子投票の場合
4号	株主提案の議案の要領	株主提案（法305条1項）があった場合
6号	計算書類および事業報告の内容	- 取締役会設置会社の定時株主総会の場合 - 監査役・会計監査人の監査ある場合、監査報告・会計監査報告も
7号	連結計算書類の内容	会計監査人設置会社である取締役会設置会社の定時株主総会の場合
8号	電子提供措置を修正した旨および修正前の事項	

改正法325条の5第1項、325条の3第1項各号

議決権行使書

✓ 当面は議決権行使書は電子提供しない実務となる公算か

- ▶ 従来どおり、株主に送付（交付）する場合には、電子提供不要（改正法325条の3第2項）
- ▶ 株主の氏名および議決権数は必要的記載事項（施規66条1項5号）
- ▶ 株主毎に異なる出力を可能にするシステム、複数枚出力の防止
- ▶ 印刷の手間を惜しむ株主も → 投票率の低下
- ▶ 会場における本人確認資料としての定着（なお、今後はアクセス通知で本人確認する可能性も）

EDINETを通じた株主総会資料の提供

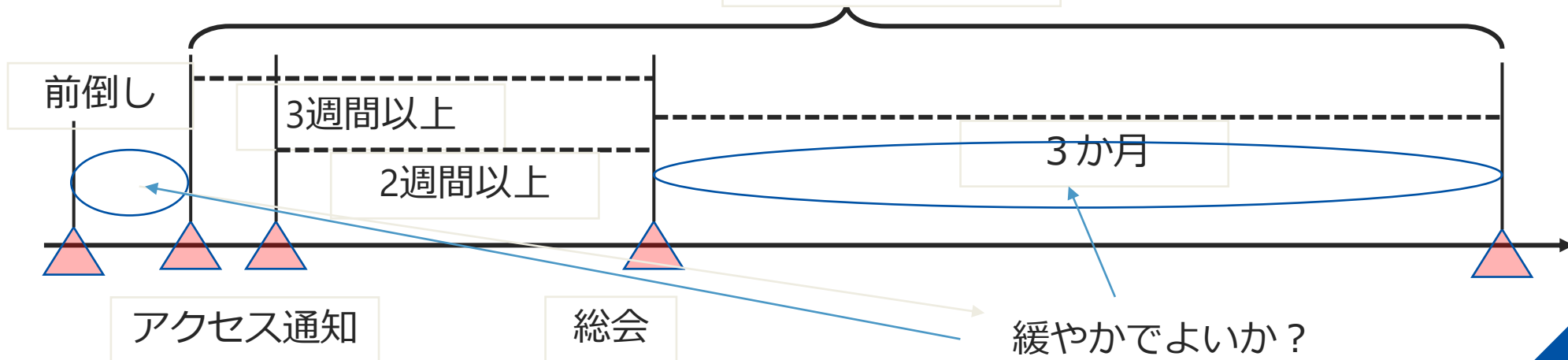
✓ 当面は定着しない見込み

- ▶ 有価証券報告書またはその添付書類に、定時株主総会の招集に際して電子提供措置が必要な資料（議決権行使書面を除く。）に記載すべき情報を盛り込んだ形で、電子提供措置開始日までに、EDINETに登録をすれば、その資料については電子提供措置をとることを要しない（改正法325条の3第3項）
- ▶ 有価証券報告書の総会前提出は、現状、極めて例外的（不実施率97.7%。2020年度全株懇調査報告書37頁）

電子提供措置事項の修正

➤ 対象事項、時期による差異などは、議論あり

- ▶ 対象事項に文言上限定なし
- ▶ 立案担当者は、現行法のいわゆるウェブ修正と同様の解釈（誤記の修正または株主総会の招集の通知を発した日後に生じた事象に基づくやむを得ない修正等であって、内容の実質的な変更とならない範囲）（竹林俊憲ほか「令和元年改正会社法の解説（1）」旬刊商事法務2222号8頁・注5）
- ▶ 狭義の招集通知記載事項、議決権行使書面記載事項は、新たな修正対象
- ▶ 監査報告、会計監査報告は対象外か



招集通知（アクセス通知）

✓ 葉書1枚程度。QRコードや検索語で株主負担減。総会当日の「お手元の招集通知〇頁記載のとおり」は紙配布で対応か？

▶ 2週間前までに発送（改正法325条の4第1項、法299条1項）

▶ 記載事項

①日時および場所	⑤電子提供措置採用時、その旨
②目的事項	⑥E D I N E T例外採用時、その旨
③書面投票を採用時、その旨	⑦URL
④電子投票を採用時、その旨	

▶ トップページURL＋到達方法も可（パブコメ1(11)④54頁）

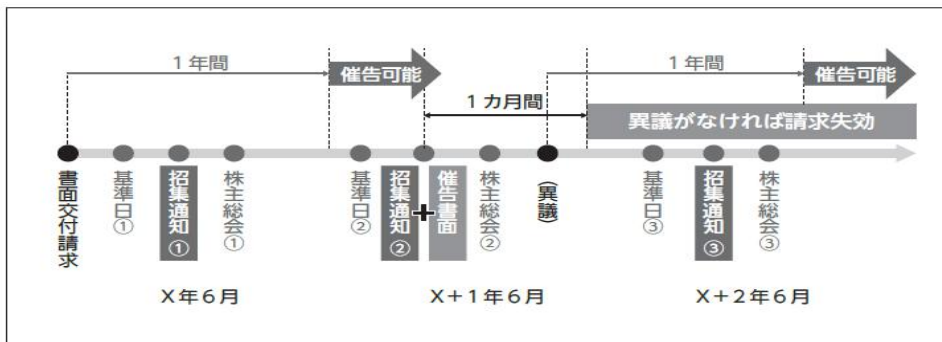
▶ 交通案内図やお土産の有無など任意的記載事項

▶ 当面は議決権行使書を同封したアクセス通知か

書面交付請求

- ✓ 毎年招集通知に異議催告を埋め込むか
- ✓ 書面交付請求者の管理が課題

- ▶ 請求期限は基準日（改正法325条の5第2項）
- ▶ 交付書面は通常アクセス通知に同封
- ▶ 任意の追加的電子提供事項まで書面交付する必要なし（一問一答Q24）
- ▶ 施行日以降請求可能（整備法10条3項）
- ▶ 個別株主通知は不要 ∵ 議決権と密接関連する権利
- ▶ 株主名簿未記録でも証券会社等経由で請求可能（改正振替法159条の2第2項）
- ▶ 請求から1年以上経過した株主に1か月以上の異議催告（改正法325条の5第5項）



邊英基「株主総会資料の電子提供制度への実務対応」旬刊
商事法務2230号46頁、51頁の図を引用

交付書面の一部省略

- ✓ みなし定款変更なし
- ✓ 範囲異なるも、実際の運用はウェブ開示と同様となるか

- ▶ 定款変更により交付書面の一部省略可（改正法325条の5第3項）。みなし定款変更なし。
- ▶ 定款変更の例

第〇条 当社は、第〇条により電子提供措置をとった事項のうち、法務省令で定めるものについて、会社法第 325 条の5第1項の書面交付請求をした株主に対し交付する書面に記載しないことができる。

東京株式懇話会「会社法改正の概要と株式実務への影響」（2020年12月4日）90頁より

- ▶ ウェブ開示と異なり、連結BS/PL、責任限定契約に関する事項は省略できず（改正施規95条の4第1項2号イ vs 改正施規133条1項1号等。なお、パブコメ1(11)⑨55頁参照）
- ▶ コロナ禍のウェブ開示対象拡大も（事業報告の「事業の経過及びその成果」「対処すべき課題」、単体BS/PL。なお時限措置は恒久化）、ウェブ開示は相変わらず注記表に集中（「2020年版株主総会白書アンケート速報版集計結果の概要」旬刊商事法務2248号10頁）

フルセットデリバリー／中断

- ✓ フルセットデリバリーは株主平等原則に反する恣意的な運用をしなければ可能（来場株主への配布など）
- ✓ 中断リスクは、東証ウェブサイトURL併記でヘッジ

▶ フルセットデリバリーとは

- 書面交付請求をしていない株主に任意に電子提供措置事項記載書面を送付等すること

▶ 電子提供措置に中断が生じた場合であっても、以下の要件をいずれも満たすときには、その効力に影響がない（改正会社法325条の6）

- ① 中断が生ずることについて会社が善意・無重過失または会社に正当な事由があること
- ② 中断が生じた時間の合計が電子提供措置期間の10分の1を超えないこと
- ③ 電子提供措置開始日から株主総会の日までの期間中に電子提供措置の中断が生じたときは、当該期間中に電子提供措置の中断が生じた時間の合計が当該期間の10分の1（2.1日！）を超えないこと
- ④ 会社が中断が生じたことを知った後すみやかにその旨、中断が生じた時間および中断の内容について当該電子提供措置に付して電子提供措置をとったこと

▶ アクセス通知記載のURL（改正法325条の4第2項3号、改正施規95条の3）は複数可。上場会社は招集通知をTDnet提出する義務あり（有価証券上場規程施行規則420条1項）

定款変更の実務対応

- ✓ みなし定款変更にかかわらず、電子提供措置を含めて事前に定款変更行う
- ✓ 定款変更時期は、定時株主総会が施行日から6か月以内か否かで異なる

▶ 定款変更の内容

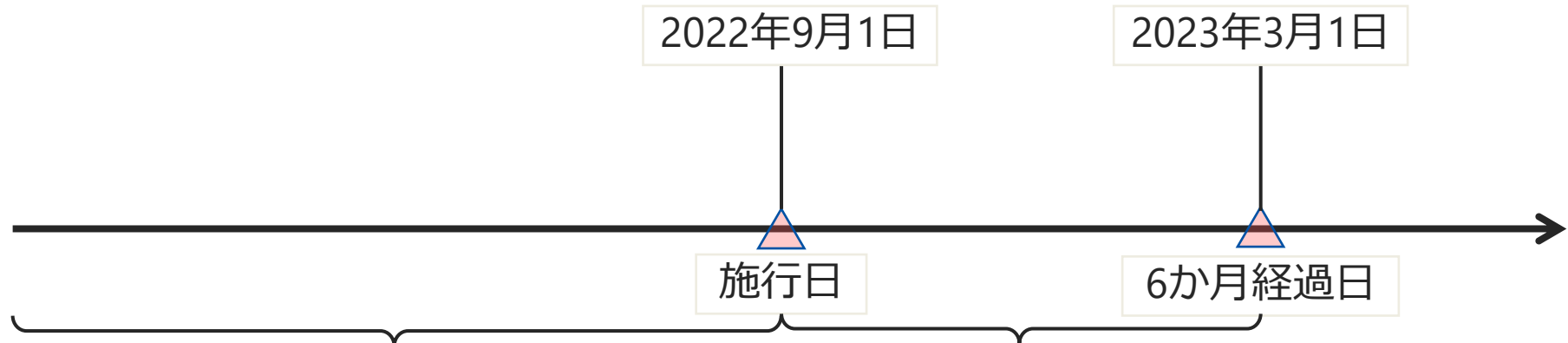
- ① 電子提供措置をとる旨の定めの追加
- ② 書面交付請求に基づく交付書面記載事項の一部省略に関する定めの追加
- ③ 現行法上のウェブ開示に関する定めの削除

▶ 電子提供制度は施行日から6か月経過後の株主総会から適用 (整備法10法3項)

▶ 施行日から6か月以内に定時株主総会があればそこで、なければ、施行日前の定時株主総会で定款変更

定款変更の実務対応

▶ 施行日2022年9月1日と仮定時のスケジュールと定款附則



施行日前の3月総会～8月総会に対応

1. 現行定款第○条（株主総会参考書類などのインターネット開示とみなし提供）の削除ならびに変更定款第△条（電子提供措置）および第×条（書面交付請求）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第○条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

施行日後の9月総会～2月総会に対応

1. 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する規定の施行の日（以下「施行日」という）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第○条（株主総会参考書類などのインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
2. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

定款附則記載例は、神田秀樹ほか「座談会 令和元年改正会社法の考え方」旬刊商事法務2230号6頁、17頁から引用

株主提案

- 法制審での論点
- 株主提案の現在
- 提案数の制限
- 定款変更議案
- 外為法改正



法制審での論点／株主提案の現在

- ✓ 実現したのは個数制限のみ
- ✓ コロナで鈍化も増加傾向
- ✓ 濫用的提案は現在でも

▶ 法制審での論点

- | | |
|----------------|--------------|
| ① 提案数の制限 | ⇒ ○ |
| ② 目的・内容に着目した制限 | ⇒ 衆議院法務委員会で× |
| ③ 持株要件の引上げ | ⇒ × |
| ④ 時期的制限 | ⇒ × |

▶ 足元の動向

牧野達也「株主提案権の事例分析—2019年7月総会～2020年6月総会」資料商事437号6頁、438号45頁

➤ 53社（18年）→ 65社（19年）→ 64社（20年）

▶ M社の2020年6月総会における株主提案（定款変更）

当社役員および社員は排便の際、洋式便器の便座の上にまたがり、足腰を鍛錬し、株価5桁を目指して日々踏ん張る旨定款に明記するものとする。

提案数の制限

- ✓ 10個超提案の株主が優先順位をつけない場合に備えて、株式取扱規程改訂
- ✓ 10個以内か争うよりは、取り上げて否決（従前どおり）
- ✓ 複数カストディアン経由となると、規律の実効性確保困難

▶ 改正会社法305条4項5項等の内容

- 議案要領通知請求権は10個まで
- 役員選任議案、役員解任議案、会計監査人不再任議案、各1個見做し
- 定款変更議案は、「異なる議決がされたとすれば当該議決の内容が相互に矛盾する可能性」あれば1個
Ex. 監査等委員会設置会社移行 vs 取締役任期1年に短縮
- 10個超の提案の優先順位は、株主指定、なければ取締役が決定
- 施行日前の株主提案は従前どおり（改正法附則3条）

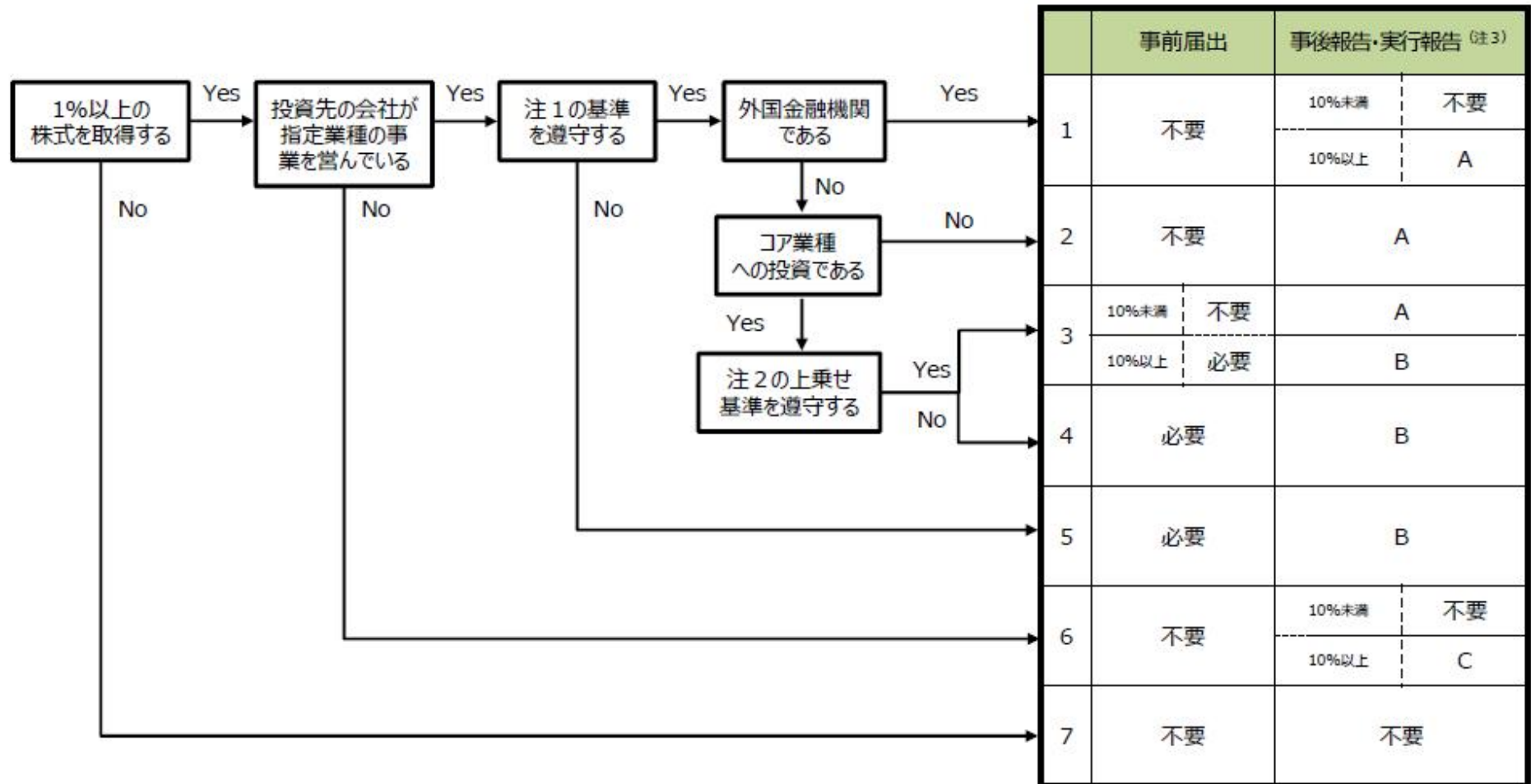
▶ 提案株主と見解分かれて掲載拒むと、仮処分の可能性（ヨロズ事件・東京高決 令和元年5月27日資料版商事法務424号120頁）

▶ 「横書きの場合には上から（縦書きの場合には右から）」など恣意性排除した株式取扱規程

外為法改正と株主提案—近時の改正

2019年	- サイバーセキュリティ関連業種を中心とする事前届出の対象となる業種（指定業種）を拡大する告示改正（2019年5月27日改正、8月適用） - 上場会社「議決権」の10%以上の取得およびこれに類する行為等を対内直接投資等に追加する政省令改正（2019年9月26日公布、10月26日施行） - 事前届出の対象を見直し、上場株式取得に関する閾値を1%に引き下げる等のさらなる規制強化の一方、<u>一定の基準の遵守</u>を前提に株式取得時の事前届出を免除する制度を導入する等の対内直接投資等に関する外為法の一部改正（2019年11月29日公布、2020年5月8日施行）。
2020年	感染症に対する医薬品にかかる製造業および高度管理医療機器に係る製造業を対内直接投資等のコア業種に追加する告示改正

外為法改正と株主提案—上場会社株式と事前届出



財務省「外国為替及び外国貿易法の関連政省令・告示改正について」（2020年4月24日）18頁

外為法改正と株主提案—遵守基準と株主提案

✓ 外国投資家の株主提案の場合、遵守基準確認し、事前届出義務違反あれば、撤回を求めて交渉

▶ 事前届出免除制度における遵守基準（基準を定める告示（対内直接投資等）2条1号乃至3号）

- ① 外国投資家自らまたはその密接関係者が役員に就任しないこと
- ② 事業の全部譲渡、会社の解散等を株主総会に自ら提案しないこと
- ③ 事前届出業種に属する事業に係る非公開の技術情報にアクセスしないこと

▶ 包括免除の対象とならない外国投資家がコア業種に対する投資を行う場合の上乗せ基準（基準を定める告示（対内直接投資等）2条4号）

- ① コア業種に属する事業に関し、取締役会または重要な意思決定権限を有する委員会に自ら出席し、または自らが指定する者を出席させないこと
- ② コア業種に属する事業に関し、取締役会もしくは重要な意思決定権限を有する委員会またはそれらの構成員に対し、自らまたは自らが指定する者を通じて、期限を付して、回答・行動を求めて書面で提案を行わないこと

バーチャル株主総会

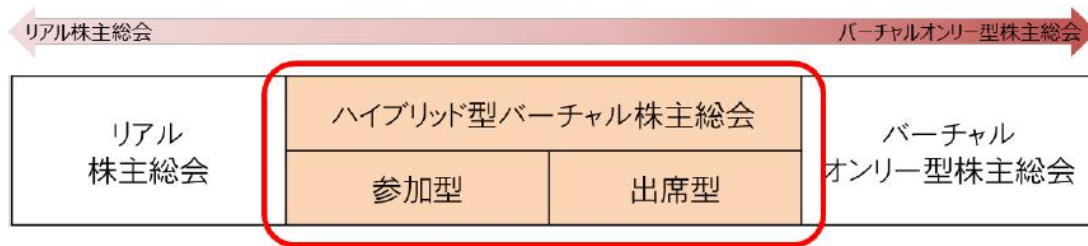
- 足元の動き
- 実施状況、参加・出席の実態
- 各社の意向
- 実務的な検討の視座
- ベースラインからの考察



足元の動き

- ✓ バーチャルオンリー総会関連法の要件は要注目
- ✓ 主要ベンダーのシステム開発状況の見極め

▶ 2020年2月26日付経産省実施ガイド



- ▶ 2021年通常国会、バーチャルオンリー総会関連法案（成長戦略会議の2020年12月1日付「実行計画」16頁）
- ▶ 上場会社数等に鑑みシステムは早晚寡占（米国では、Broadridge社、Computershare社及びLumi社の3社合計でシェアが約95%）
- ▶ 実施ガイド（別冊）実施事例集リリース間近（2020年12月15日第8回新時代の株主総会プロセスの在り方研究会）
- ▶ バーチャル株主総会の実施事例（別冊商事法務457号・2021年2月発売）

実施状況、参加・出席の実態

- ✓ 2020年、少数のIT系企業が出席型を実施、参加型は100社超
- ✓ 参加型も出席型も総株主に占める参加・出席割合は僅少

- ▶ 2020年6月総会（三菱UFJ信託銀行株式会社法人コンサルティング部会社法務コンサルティング室「速報版 2020年6月総会のトピックス」資料版商事法務436号（2020年）18頁、19頁）

- ▶ 出席型9社、参加型113社

- ▶ 2020年12月総会（2021年1月21日日経新聞朝刊17面）

- ▶ 約180社のうち17社（約1割）が実施（ほとんど参加型）

- ▶ 参加型の参加率（三菱UFJ信託銀行株式会社法人コンサルティング部会社法務コンサルティング室「速報版 2020年6月総会のトピックス」資料版商事法務436号（2020年）18頁、20頁）

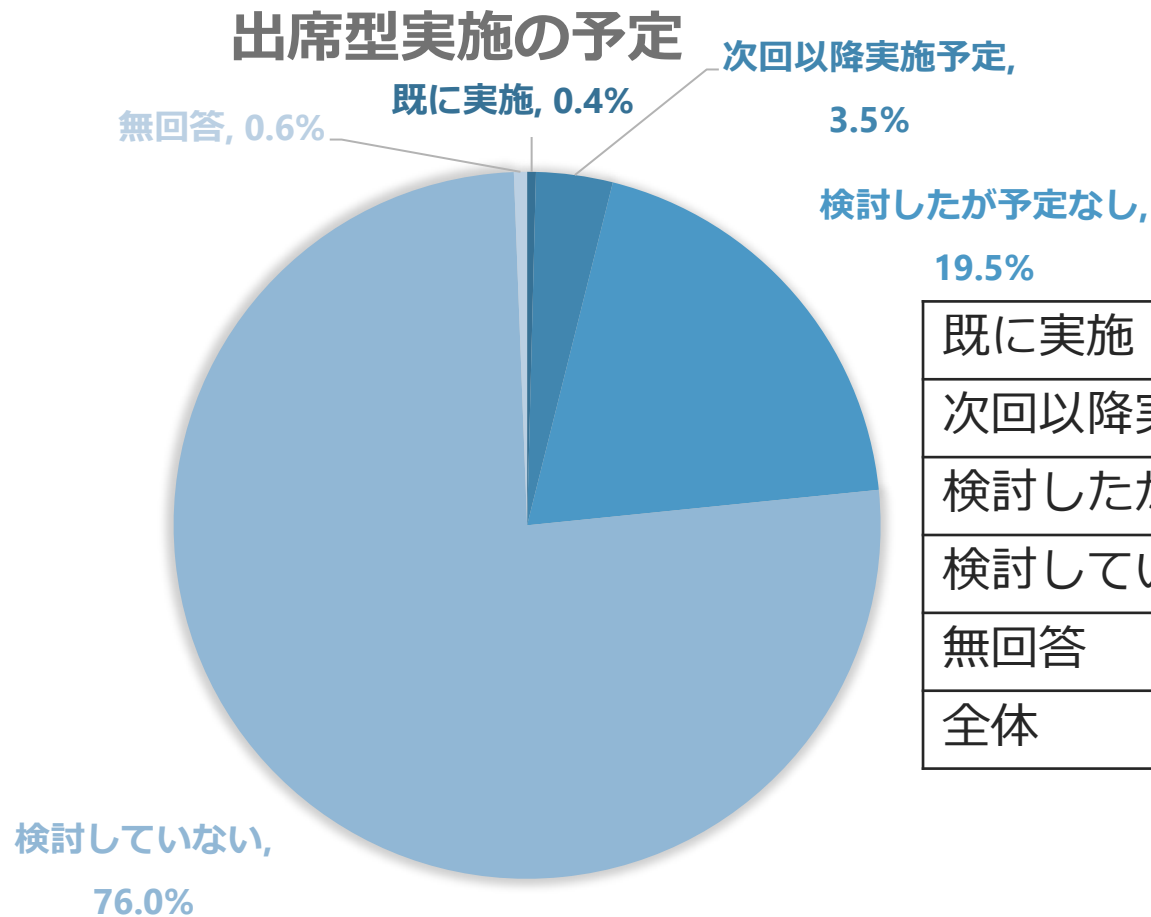
- ▶ 三菱UFJ信託銀行株式会社の受託企業5社平均で0.37%、株式会社Jストリームのサポート先10社平均で0.67%

- ▶ 出席型の出席状況（大阪株式懇談会会報第792号・2020年10月号・109頁）

企業	業種	期末株主数 (名)	総会日	リアル出席 者(名)	オンライン 出席者(名)
A社	情報・通信	11,118	3/13	159	11
B社	情報・通信	4,924	3/25	23	12
C社	情報・通信	3,660	5/27	1	23
D社	情報・通信	192,005	6/23	18	80
E社	情報・通信	2,275	6/24	7	30
F社	情報・通信	710,489	6/24	47	162

各社の意向

✓ 出席型を実施予定の会社は少ない

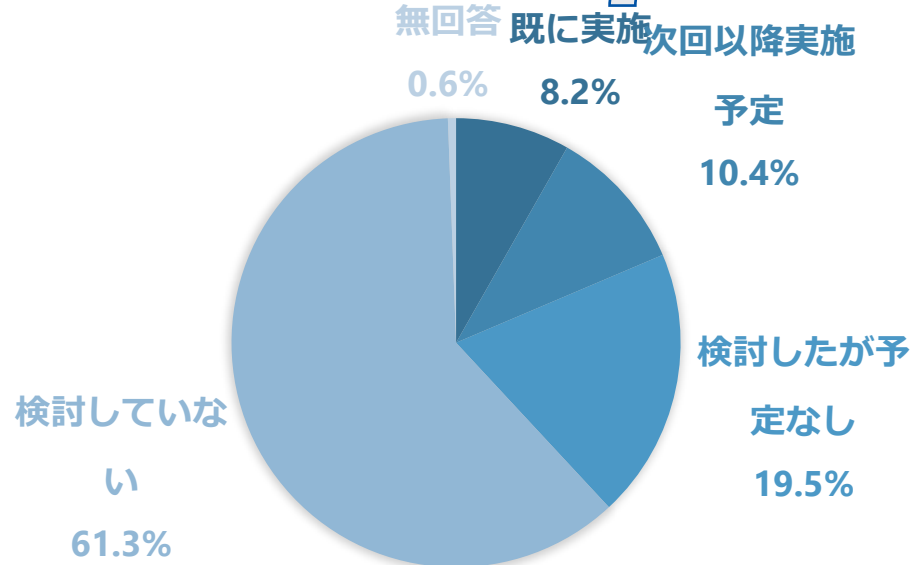


2020年版株主総会白書アンケート速報版集計結果の概要」 旬刊商事法務2248号4頁、20頁

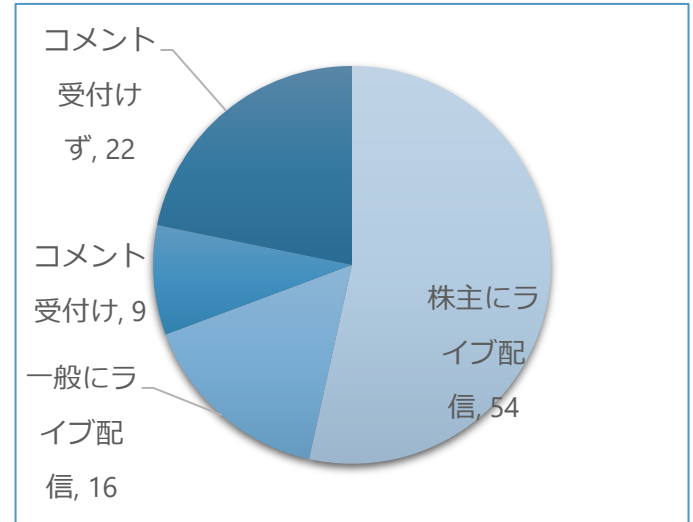
各社の意向

✓ 20%弱が参加型を実施する見込みか

参加型実施の予定



既に実施の内訳



設問99①. 総会運営の電子化について、いわゆるハイブリッド参加型バーチャル総会を実施する予定はありますか（複数回答可）

社数（ ）内%

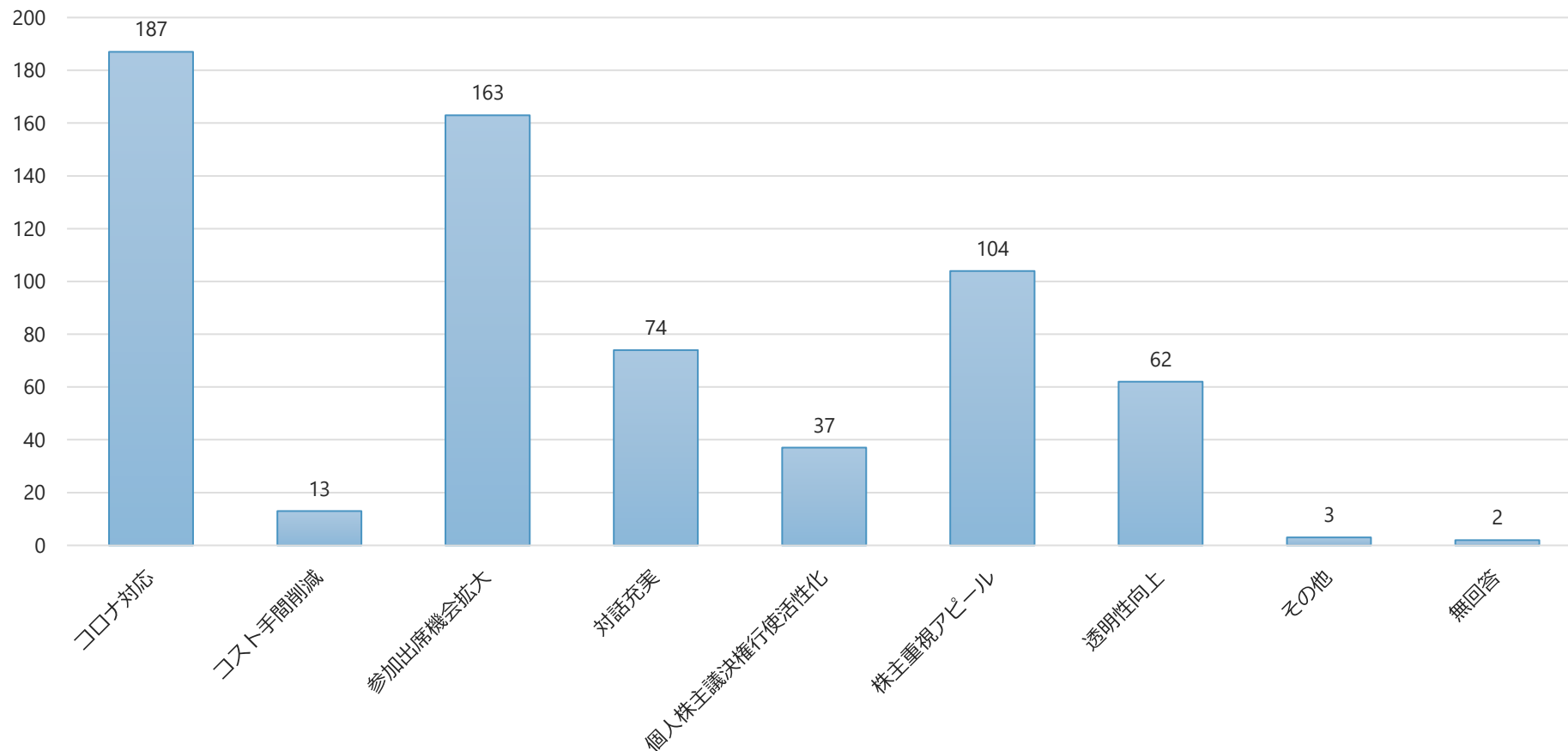
すでに実施している				次回（以降）の総会での実施を予定している	参加型の実施を検討したが、実施する予定はない（未定を含む）	検討していない	無回答	全体
ライブ配信	オンライン参加者からのコメント受付	株主のみにライブ配信	一般にライブ配信					
	コメントを受け付けた	コメントを受け付けた	コメントは受け付けなかった					
54 (4.1)	16 (1.2)	9 (0.7)	33 (2.5)	141 (10.7)	266 (20.1)	837 (63.3)	8 (0.6)	1,323 (100)

2020年版株主総会白書アンケート速報版集計結果の概要」 旬刊商事法務2248号4頁、20頁

各社の意向

バーチャル総会実施理由

(全体215社)

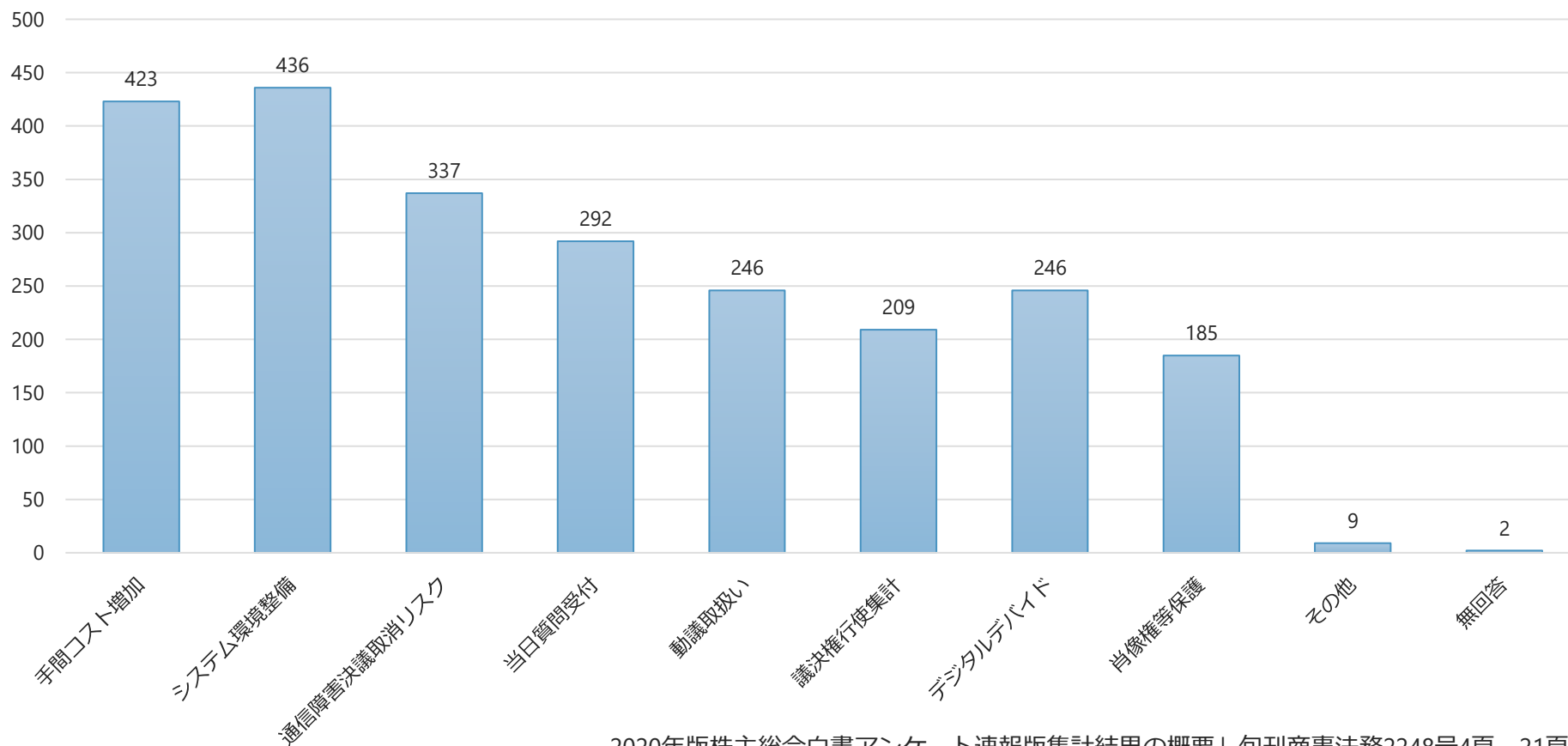


2020年版株主総会白書アンケート速報版集計結果の概要」旬刊商事法務2248号4頁、21頁

各社の意向

課題

(全体501社)



2020年版株主総会白書アンケート速報版集計結果の概要」旬刊商事法務2248号4頁、21頁

実務的な検討の視座

- ✓ 4類型の典型例や先行例に引きずられずに、具体的内容ごとに要否・是非を検討

参加型に近いリアル

- 事前質問の受付、質疑応答要旨・動画の事後公表

出席型に近い参加型

- テキストや電話による質問にリアルタイムで積極的に回答

ほぼバーチャルオンリーな出席型

- 会場は本社役員室

曖昧な外延

リアルに近い参加型

- 音声視聴だけ

参加型に近い出席型

- 動画なし、音声のみ
- 質問回答はリアル出席者優先
- 行使結果集計システムなし

バーチャルオンリー

- 議長が本社役員室から運営

- バーチャル総会は、主に個人株主との対話をより充実させたい合理的な動機がある会社、あるいは株主総会を重要なIRイベントのひとつと捉える企業にとっては、選択肢か

ベースラインからの考察

▶ 肖像権等保護

- リアル総会では肖像権等は出席株主の間では基本的に保護されていないことを前提に考える

▶ 出席型における行使結果集計機能の要否

- 結果が判明しているときは拍手等の儀式を要しないとする最高裁の立場（最判昭和42年7月25日民集21巻6号1669頁）を前提に考える。オンライン出席と事前議決権行使に係る論点（アドバネクス事件・東京高判令和元年10月17日金判1582号30頁をも参照）はその次の話

▶ 二段階認証やブロックチェーンによる本人確認の要否

- 議決権行使書による本人確認の許容性の考え方（議決権行使書は郵便でほぼ確実に株主が届け出た株主名簿記載の住所に届く→議決権行使書を持って来場したのは当該株主であろう、という程度の確からしさを許容）を前提に考える

▶ バーチャルオンリー総会における株主権の制約、取消リスク

- ハイブリッド出席型における株主権利制約根拠（リアル総会に対する追加的手段）が存在しない前提で考える

株式交付制度創設の背景と制度の概要

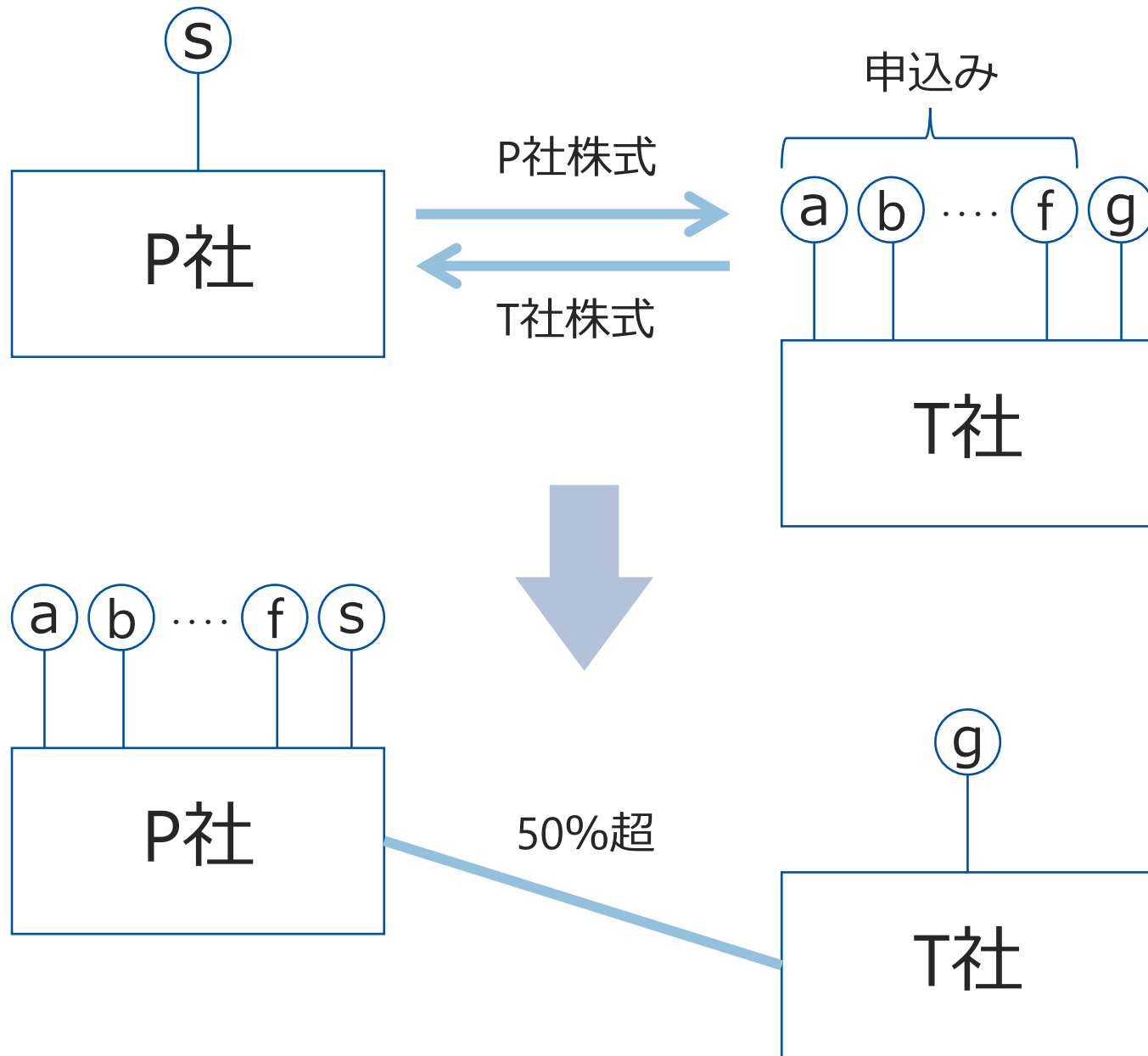
- 株式交付制度とは
- 株式交付制度の性質
- 株対価M&Aの意義
- 制度創設の背景/現行制度の問題点



株式交付制度とは

▶ 自社の株式を対価として他の株式会社を子会社化

- 株対価M&Aのための新たなツール
- 2021年3月1日施行
- 定義
 - 「株式交付」：株式会社が他の株式会社をその子会社（法務省令で定めるものに限る。第七百七十四条の三第二項において同じ。）とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付すること（会2条32号の2）
 - 「株式交付親会社」（会774条の3第1項2号）
 - 「株式交付子会社」（会774条の3第1項2号）



株式交付の性質

▶ 組織再編行為の1つとして整理

- 親子会社関係の創設
- 「部分的な株式交換」
 - 条文の位置
 - 株式交換と同様の手続きが要求

▶ 現物出資による募集株式の発行／任意の株式譲渡

- T社株主からT社株式の現物出資を受け、P社の株式を交付
＝現物出資による募集株式の発行
※ただし、現物出資規制の適用なし
- P社の株式交付に対して申込むかどうかはT社株主の自由
＝任意の株式譲渡

株対価M&Aの意義

- ▶ 大規模M&Aの実現可能性の向上
 - 財務規律を守りつつ、大型買収の実現可能性
 - ← 既存株主に生じる希釈化リスク
- ▶ M&A後のシナジーの共有
 - 現金対価の場合、対象会社の株主はキャッシュアウトされる
 - 売主と買主の共同による企業価値向上
 - ← 現金化ニーズ／投資対象の変更に伴う投資リスクの変化
- ▶ 新興企業によるM&Aの可能性向上
 - 手元資金に制限がある一方、将来の株式価値向上への期待

制度創設の背景／現行制度の問題

▶ 既存の株対価M&Aの手法①：株式交換

- 完全子会社化の場面でしか使えない
- 外国会社の買収では使えない

▶ 既存の株対価M&Aの手法②：現物出資

- 原則として、検査役調査が必要となる（会207条）
- 取締役・引受株主に価額填補責任が生じうる（会212条1項2号、213条）
- 有利発行規制の問題が生じうる（会199条3項、201条1項、309条2項5号）

▶ 既存の株対価M&Aの手法③：産業競争力強化法

- 会社法特例：現物出資規制・有利発行規制の適用除外
- 税法特例：譲渡株主の株式譲渡損益の繰延べ
- 他方、事業認定が必要であり、使用実績は僅少

株式交付に関する税制

- 従前の問題点と令和3年度税制改正大綱



従前の問題点と令和3年税制改正大綱

▶ 従前の問題点

- 譲渡株主に対する課税繰延措置
 - ・ 株対価TOBは現行制度でも可能であるが、譲渡株主におけるキャピタルゲイン課税
- 混合対価の場合の課税繰延措置
 - ・ 産業競争力強化法の税法特例の要件として、対価は株式のみ（現金非交付要件）
- 法人課税
 - ・ 株式交換で対価に現金を混在すると株式交換子会社において含み益に課税が発生

▶ 議論の経過

- 令和2年度与党税制改正大綱：「必要な税制措置について検討する」

▶ 令和3年税制改正大綱

- 譲渡株主について譲渡損益の繰延べを認める
 - ・ 法人株主か個人株主かは問わない
- 対価に株式以外が含まれていても繰延べ可
 - ・ 但し、交付資産のうちP社株式の価額の占める割合が80%以上である必要
 - ・ 株式対価以外の部分は譲渡損益の繰延べなし
- T社への法人課税はなし

株式交付の活用場面

- 株式交付制度の射程
- 公開買付規制・発行開示規制との関係
- 現行実務上の典型的な場面における活用可能性



株式交付制度の射程

「株式交付」：株式会社が他の株式会社をその子会社（法務省令で定めるものに限る。第七百七十四条の三第二項において同じ。）とするために・・・当該株式会社の株式を交付すること（改正法2条32号の2）

「子会社」：議決権総数に対して、所有している議決権の数の割合が過半数を超える場合（形式基準）のみ（改正施規4条の2により、施規3条3項1号に限定）

→議決権割合40%＋取締役過半数等の実質基準の子会社（施規3条3項2号）は不可

- ▶ 50%超の取得を目指す場面の1度だけしか利用できない
 - 既存子会社の株式の買増しのためには利用できない
 - 株式交付後の議決権比率が50%を超えない場合は利用できない
- ▶ 外国会社の買収には使えない

公開買付規制・発行開示規制との関係

▶ T社が上場会社の場合：公開買付規制

- 株式交付による株式の取得は、公開買付規制の適用を受ける「買付け等」に該当（金商法27条の2第1項）
- 株式交付により議決権比率50%以上の株式を取得

▶ P社が上場会社の場合：発行開示規制

- 株式の交付による株式発行＝「募集」（金商法2条3項）
- 原則として、有価証券届出書の提出義務あり（金商法4条1項）
 - ・ 但し、1億円未満の場合は有価証券届出書の提出義務免除

現行実務上の典型的な株式取得の場面における活用可能性

1. P社（上場）が資本業務提携のためにT社（上場）の株式を創業家から10%取得
2. P社（上場）がベンチャー企業（非上場）にマイノリティー出資
3. P社（上場）によるベンチャー企業（非上場）の100%買収
4. P社（上場）による海外企業の100%買収
5. P社（上場）が子会社T社（上場）の完全子会社化のため、TOB+スクイーズアウト
6. P社（上場）がT社（上場、非子会社）の完全子会社化のため、TOB+スクイーズアウト
 - ✓ 対抗買収者が登場した場合は？
7. 上場会社の完全子会社P社（非上場）によるT社（非上場）の買収

株式交付の手続概要

- 株式交付の手続の概要
- 改正会社法施行規則



株式交付の手續の概要／株式交付親会社

▶ 株式交付親会社（P社）における手續

➤ 既存の組織再編手續と同様

1. 株式交付計画の作成（改正法774条の2）※取締役会決議
2. 事前開示手續（改正法816条の2）
3. 株主総会の特別決議による承認（改正法816条の3）※簡易手續あり
4. 反対株主の保護手續・株式買取請求（改正法816条の6）
5. 債権者異議手續（改正法816条の8）※対価に金銭等が含まれる場合のみ
6. 事後開示手續（改正法816条の10）

▶ 救済方法

➤ 既存の組織再編と同様

- P社株主による差止請求（改正法816条の5）
- 株式交付無効の訴え（改正法828条1項13号）

株式交付の手の続の概要／株主・株式交付子会社

▶ 株式交付子会社（T社）の株主に関する手続

➤ 募集株式発行のための手続きに相当

1. T社によるP社株主への株式交付計画の内容等の**通知**（改正法774条の4第1項）
※目論見書を交付した場合は不要
2. P社株主による株式の譲渡の**申込み**（改正法774条の4第2項）
→譲渡の申込をするか否かは、個々の株主の自由
3. T社による**割当・結果の通知**（改正法774条の5第1項・第2項）
※総数譲渡し契約：申込みと割当ての手続きは不要（改正法774条の6）
4. P社株主によるT社株式の給付（改正法774条の7第2項）

▶ 株式交付子会社（T社）において必要な手続

➤ 原則として特別な手続は不要だが、以下の点に注意

- 非上場会社：譲渡制限株式の場合の譲渡承認手続
- 上場会社：公開買付規制、取引所開示規制

手続に関する補足と留意点

▶ 株式交付計画の内容（改正法774条の3）

- 譲り受ける株式の数の下限の定めが必要（同1項2号）
 - 効力発生日においてT社がP社の子会社となるために必要な数
- 対価は自社株以外も可能（混合対価の許容）（同1項5号）
 - 対価として自社株以外の「金銭等」を交付するときは所定の事項
 - ✓ 但し、対価にP社株式が含まれていることは必須
 - 課税繰延の要件（80%以上）との関係に留意
- 効力発生日
 - 効力発生日はP社単独で、株主総会決議なしで、変更可能（改正法816条の9）
但し、当初の効力発生日から3か月以内である必要

手続に関する補足と留意点

▶ 簡易株式交付（改正法816条の4、改正施規213条の6）

- 原則：効力発生日の前日までに、株主総会の特別決議が必要
- 公開会社において交付対価の額がP社の純資産額の5分の1以下の場合
 - 株主総会決議が不要、P社株主の差止請求権・株式買取請求権なし
 - 但し、2週間以内に一定数の異議が出た場合は、総会決議必要

株式交付に関する会社法施行規則の主な改正点

- ▶ 株式交付子会社の定義（施規4条の2）
 - 形式基準の子会社のみ
- ▶ 株式交付計画の承認に関する株主総会議案の規定（改正施規91条の2）
 - 株式交付を行う理由、株式交付計画の内容の概要など
- ▶ P社によるT社株主に対する通知事項（改正法774条の4）
 - 株式交換における事前開示事項（施規184条）に相当する内容を通知（改正施規179条の2）
- ▶ 事前開示事項及び事後開示事項の内容（改正施規213条の2、213条の9）

株式交付制度と公開買付規制との関係

- スケジュールの検討
- 公開買付けによる株式交付のスケジュール案
- 対抗買付が発生した場合



スケジュールの検討

- ▶ 対象会社が上場会社の場合：公開買付の規制の適用（51頁参照）
 - 会社法だけでなく、金商法及び証券取引所規則の遵守が必要
- ▶ スケジュールに関する論点の検討
 - 有価証券届出書の提出のタイミング
 - 公開買付届出書の添付書類
 - 対抗買付

スケジュールの検討

▶ 有価証券届出書の提出の必要性

- 株式交付による株式発行 = 「募集」 (金商法2条3項)
 - 原則として、有価証券届出書の提出義務あり (51頁参照)
- 有価証券届出前の取得勧誘の禁止 (金商法4条1項)
 - 「届出前勧誘の禁止」

▶ 株式交付計画の作成と適時開示

- 取締役会決議が必要と解される
- 2020年12月17日付「令和元年会社法改正に伴う上場制度の整備について」

▶ 取締役会決議日に、有価証券届出書提出→適時開示の順

- 届出前勧誘の規制との抵触回避のための行政当局における実務

スケジュールの検討

▶ 公開買付届出書の添付書類

- 公開買付開始日に公開買付開始公告・公開買付開始届出書の提出（金商法27条の3）
- 公開買付届出書の添付書類として「有価証券・・・の存在を示すに足る書面」（他社株府令13条1項7号）
 - ・ 株主総会議事録の添付が必要と考えられる（公開買付QA42）
→公開買付開始前に総会決議を取得しておく必要があると考えられる
 - ・ 簡易株式交付の場合は、2週間が経過したにもかかわらず株主から反対通知を受けていないことの代表者名義の証明書が必要と考えるべきか（公開買付QA42）
 - ・ 債権者異議手続の完了は？
 - ✓ 債権者異議手続が完了していなければ株式交付の効力は発生しない（改正法774条の11第5項第1号）とされているが・・・

▶ 金商法27条の4第1項との関係は？

- 公開買付届出書の提出と同時に有価証券届出書を提出しなければならない
- 公開買付QAに関するパブリックコメント回答（平成23年7月1日）

公開買付けによる簡易株式交付のスケジュール案

日付	P社				T社
	会社法	金商法		取引所規則	金商法 取引所規則
		公開買付規制	発行規制		
X 公表日	株式交付計画の作成 (取締役会決議) 事前開示書類の備置開始		有価証券届出書	プレスリリース ・ 株式交付計画の決定 ・ 公開買付開始 (予告)	プレスリリース ・ 公開買付開始 (予告)
X+1	株主宛公告 債権者異議公告 (混合対 価の場合)				
簡易異議期間 2週間	株主総会が不要であるこ との確定				
Y TOB開始日		公開買付開始公告 公開買付開始届出書		プレスリリース	プレスリリース 意見表明報告書
公開買付期間 最短20営業日		公開買付説明書交付	目論見書交付		
Z TOB終了日	申込期日	公開買付期間終了日			
Z+1営業日		公開買付報告書提出		プレスリリース ・ 公開買付結果	プレスリリース 臨時報告書 ・ 主要株主の異動等
Z+2営業日	割当決定・通知	買付け等に関する通知 書交付			
+α	効力発生日 事後開示書類の備置開始	決済開始日			
2週間以内	登記 (新株発行の場合)				

※主要な事項を記載したスケジュールの一案であり、全ての手続・必要書類を網羅したものではありません。また、行政当局の見解を含めた今後の実務動向により変更が生じる可能性があります。

対抗買付が発生した場合

- ▶ 対抗買付が発生した場合、買付条件の変更が必要
- ▶ 株式交付計画の変更
 - 原則としてP社単独で可能
 - 総会承認後は効力発生日以外の実質的内容の変更は再度の総会決議が必要（他方、効力発生日はP社単独で変更可能）
 - 実際には条件変更は困難？

弁護士紹介

浦田悠一（urata@ohebashi.com）

Urata, Yuichi



2004年 | 東京大学法学部卒業

2006年 | 一橋大学法科大学院修了

2013年 | Columbia Law School (LL.M.) 卒業

2013年～2014年 | Weil, Gotshal & Manges LLP (New York) 勤務

□ パートナー

□ 弁護士

（2007年登録・60期）

□ ニューヨーク州弁護士

（2014年登録）

【主な取扱い分野】

クロスボーダー案件を含むM&A（公開買付けその他の上場株式取引、グループ内再編、事業会社によるベンチャー投資等）、会社法（株主総会、アクティビスト対応等）、M&Aにおける労務対応等

【著作】

「新型コロナウイルスと企業法務（仮題）」（2021年予定 商事法務）、
「特殊状況下における取締役会・株主総会の実務」（2020年 商事法務）
（いずれも共著）

弁護士紹介



平井義則 (y-hirai@ohebashi.com)

Hirai, Yoshinori

2008年 | 京都大学法学部卒業

2010年 | 京都大学法科大学院修了

2018年 | Northwestern University School of Law (LL.M.)卒業

2018年～2019年 | Alston & Bird LLP (Atlanta) 勤務

【主な取扱い分野】

企業再編・M&A（クロスボーダー案件を含む）、株主総会対応等の会社法・コーポレート関連、その他一般企業法務

【著作】

「特殊状況下における取締役会・株主総会の実務」（2020年 商事法務）（共著）

「Akorn, Inc. v. Fresenius Kabi AG判決－デラウェア州衡平裁判所がMAE条項に基づく合併契約の解除を初めて肯定した事例－」（国際ビジネス法エグゼクティヴ・サマリー No.21（2019年7月）掲載）

□ パートナー

□ 弁護士

（2011年登録・64期）

□ ニューヨーク州弁護士

（2019年登録）

大江橋法律事務所について

- ▶ 大江橋法律事務所は、1981年の設立以来西日本最大規模の法律事務所として、数多くの実績を積んでまいりました。1995年には日本の法律事務所としては第一号となる上海事務所を開設、また法人化が可能となった2002年には東京事務所を、2015年には名古屋事務所を開設いたしました。各事務所が連携することにより、全国のクライアントへ最善のリーガルサービスを提供出来る体制を整えております。
- ▶ 当事務所は国内外の投資・M&A案件、紛争事案及び企業再建・再編で多くの実績を誇ります。また、独禁法・消費者法や知的財産権法の分野、危機管理・コンプライアンス、環境関連法やライフサイエンスの分野等でも実績を積み上げております。
- ▶ 当事務所に所属する弁護士は、ビジネス法の分野と紛争の分野の両方で研鑽を積んでいることが一つの強みとなっています。ビジネスに関するリーガルサービスを提供する場合も、常に訴訟や紛争になった場合に何が必要かということを念頭において助言いたします。また、それぞれの弁護士が専門分野という強みを持つ一方で、事務所内でその専門性や経験値が積極的に共有され、事務所一丸となって依頼者のために尽くす事務所であると自負しております。

主な取扱分野

コーポレート・M&A

■一般企業法務 ■会社訴訟・商事非訟・株主代表訴訟 ■M&A・企業再編・事業提携 ■プライベートエクイティ ■コーポレートガバナンス・株主総会 ■ベンチャー支援

危機管理・コンプライアンス

■危機管理・コンプライアンス ■製造物責任法（PL法） ■企業刑事事件 ■贈収賄・金融商品取引法・行政取締法規違反 ■グローバルコンプライアンス（海外子会社コンプライアンス） ■個人情報保護

知的財産

■知財取引（特許・商標・意匠・著作権・ノウハウ） ■不正競争 ■ライセンス・フランチャイズ ■知財争訟

独禁法・消費者法

■当局調査対応 ■公正取引関連訴訟 ■企業結合審査対応 ■公正取引コンサルティング ■公正取引コンプライアンス

事業再生・倒産

■事業再生・倒産全般 ■私的整理手続 ■事業再生ADR・中小企業再生支援協議会 ■民事再生・会社更生 ■破産・特別清算 ■経営者保証ガイドライン ■スポンサー・DIPファイナンス ■国際倒産

紛争解決

■会社訴訟・商事非訟・株主代表訴訟 ■公正取引関連訴訟 ■知財争訟 ■製造物責任訴訟（PL法） ■労働訴訟・労働審判・労働委員会 ■税務争訟 ■国際的紛争解決・仲裁

国際法務

■国際契約 ■国際通商・アンチダンピング対応 ■国際通商・関税・原産地規制、貿易障壁、貿易管理 ■国際的紛争解決・仲裁 ■北米 ■欧州 ■中国 ■アジアデスク ■中南米 ■アフリカ ■中東

産業別分野

■不動産 ■ライフサイエンス ■医療(病院)・介護 ■ヘルスケア・美容 ■保険 ■インフラストラクチャー ■エネルギー ■環境 ■エンターテインメント ■スポーツ ■IT・インターネット・情報通信 ■海事・空港・運輸

拠点

大阪事務所



〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー27階

TEL : 06-6208-1500 (代表) FAX : 06-6226-3055

東京事務所



〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-1 岸本ビル2階

TEL : 03-5224-5566 (代表) FAX : 03-5224-5565

名古屋事務所



〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-4-10 名古屋クロスコートタワー16階

TEL : 052-563-7800 (代表) FAX : 052-561-2100

上海事務所



〒200120 上海市浦东新区陆家嘴环路1000号 恒生銀行大廈 (Hang Seng Bank Tower) 13階

TEL : 86-21-6841-1699 (代表) FAX : 86-21-6841-1659